

青少年健全育成条例の一部改正について

スマートフォン等の普及により、インターネットは、大人だけではなく、青少年にも身近なものとなっています。その一方で、青少年がインターネットを利用することで、有害情報を閲覧・視聴する危険性が增大しているほか、犯罪被害に巻き込まれるなどの事案が多く発生しています。このため、宮城県では、青少年のインターネット安全利用の推進を図るため、青少年健全育成条例の一部改正し、平成27年10月1日から施行しました。青少年にスマートフォン等を使用させる場合は、必ずフィルタリングを利用するようにしましょう。

改正 保護者の責務・義務の規定



◎保護者の責務等

保護者の責務 保護者は、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、利用状況の適切な把握と適切な利用の確保に努めなければならない。

Q 具体的にどうすればいいのですか？ → A 家族でルールを作ったり、ネットの利用方法について話し合う機会を持ったり、フィルタリングを利用したりしましょう！

保護者の義務 保護者は、青少年が使用する携帯電話等について、青少年インターネット環境整備法に基づきフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合、携帯電話事業者に対し、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定める理由等を記載した書面を提出しなければならない。

Q 規則で定める理由等とは何ですか？ → A ①青少年が就労していて、業務に著しい支障が生じること
②青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている、日常生活に著しい支障が生じること
③保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に把握する事により、有害情報に触れないようにすること

改正 携帯電話事業者等の義務の規定

◎携帯電話事業者等の義務

青少年使用の確認 携帯電話等の契約時に携帯電話等の使用者が青少年であるかどうか確認しなければならない。



保護者等への説明等 携帯電話等からインターネットに接続することで、青少年が有害情報を閲覧・視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項を保護者等に説明し、その内容を記載した書面を交付しなければならない。また、スマートフォンの場合は、(1)無線LAN回線によりインターネットに接続することで、青少年が有害情報を閲覧・視聴する機会が生ずること(2)無線LAN回線に対応するフィルタリングソフトウェアの内容、が説明事項として追加となります。

Q 規則で定める事項とは何ですか？ → A ①青少年がインターネットを不適切に利用することで、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己や他人に有害な行為をするおそれがあること
②フィルタリングサービスの内容に関する事
③フィルタリングサービスを利用しない場合は、必要事項を記載した書面を提出しなければならないこと

ネットに潜む危険から 皆さんを守るために

皆さんの幸せ、健全な成長は県民すべての願いです。

しかしながら、中学生や高校生など、青少年がインターネットを介した様々なトラブルや犯罪の被害にあったり、時には、加害者になってしまうケースも多々あります。

皆さんが安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するのは、大人の役割ですが、ネットトラブルや犯罪被害を未然に防ぐためには、皆さん自身がインターネットの正しい使い方を学ぶことが初めの第一歩です。



小・中・高校生スマホ・フォーラム

「わたしたちは家族と話し合い、ルールを決めて携帯・スマホを使います。」

※平成27年8月実施「小・中・高校生スマホ・フォーラム」で、この宣言を基に各学校の生徒で話し合いを行いました。

困ったときの相談窓口 ※困ったときは、まず保護者や学校の先生に相談することが大切です。

■ネット上で犯罪行為を見た・巻き込まれた等の相談

宮城県警察本部少年課 少年相談 ☎022-222-4970(24時間対応)

■人権に関する相談(いじめを受けた、個人情報などをネット上に掲載された等)

子どもの人権110番(仙台法務局) 月～金 / 8:30～17:15 フリーダイヤル ☎0120-007-110

■架空請求やオンラインショッピングでのトラブル等の相談

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

月～金 / 9:00～17:00 土日 / 9:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く

宮城県・宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会

このパンフレットに関するお問い合わせは下記までお願いします。

中学生・高校生など、青少年が巻き込まれるネットトラブルが増えています!



インターネットは、連絡を取り合ったり、買い物をしたりと、とても便利なものですが、その反面、コミュニティサイトの利用などにより、友達同士のトラブルに発展したり、犯罪に巻き込まれてしまうこともあります。また、プロフィールに個人情報を掲載してしまったために、知らず知らずの内に個人情報が流出してしまうこともあります。実際に起こっているトラブルの一例をみてみましょう。

トラブル例① 無料通話アプリでいじめの対象に!?



無料通話アプリで友達とグループを作ったAさん。冗談のつもりで、友達のBさんの悪口を書き込んでしまいました。その書き込みに怒ったBさんは、Aさんを除いた別のグループを作り、Aさんは仲間はずれに。Aさんはそのままいじめの対象にされてしまいました。

こんなことにも注意! メッセージの返信が遅かったり、返信しなかったりするだけで、いじめの対象にされることも! また、「匿名だから大丈夫」とネット上に悪口を書き込んだ場合でも、過去の投稿内容などから個人が特定されてしまう場合もあります。

いじめは重大な人権侵害です!

トラブル例② 写真の投稿で個人情報流出!

Cさんは、友達と悪ふざけをした写真を、友達だけが見られる設定にしてSNS上に投稿しました。ところが、その写真が外部に流出し、誰でも見られる状態に……! 写真に位置情報(GPS情報)が付いたままだったので、自宅も特定されてしまい、Cさんを非難する電話やメールが殺到しました。さらに、Cさんの友達の個人情報まで流出してしまいました。

こんなことにも注意! 友達同士であっても、許可無く写真をネット上に投稿することは肖像権の侵害やプライバシーの侵害になることがあります。また、別れた恋人等の裸の写真や動画をネット上に流出させるリベンジポルノが社会問題化しています。

一度投稿された写真等の画像の回収は困難で、一生残ってしまうこともあります。

※「推薦合格が取り消された」「就職の内定が取り消された」といった事例もあります。



トラブル例③ コミュニティサイトで性犯罪被害に!?



Dさんは、あるコミュニティサイトで男性と知り合いました。その男性から「会わないか」と誘われ、会う約束をしました。当日、待ち合わせ場所に現れた男性から「俺は暴力団の一員だ」と脅され、そのまま暴行されてしまいました。

こんなことにも注意! ネット上のプロフィール情報や会話の内容は真実かどうか分かりません。時には、自分の性別や年齢をごまかすなど、いわゆるなりすましをして近づいてくる人もいますので注意が必要です。

フィルタリングは皆さんの味方です!



警察庁の調査によると、コミュニティサイトの利用で犯罪被害に遭った18歳未満のうち、約95%はフィルタリングを利用していませんでした。

フィルタリングは、有害サイトや悪質なメールをブロックすることができる、皆さんの味方です。フィルタリングを利用することで、左のページでご紹介したような犯罪・トラブル事例の多くを防ぐことができます。



インターネットに接続可能な身近な機器の一例

これらの機器はWi-Fi(無線LAN回線)を使うことで、インターネットに接続することができます。トラブルを起こさないために、使用する場合は保護者としてしっかり話し合った上で、フィルタリングを導入してもらいましょう!



家族と一緒に話し合みましょう! インターネット利用のルール作り!

- ルール例**
- 使用する時間・場所にかんするルール
 - 夜〇時以降は使用しない
 - 寝るときはリビングの充電に接続する
 - 勉強や食事のときは使用しない
 - インターネットの利用にかんするルール
 - ネットで知り合った人と会わない、連絡しない
 - 知らない人からのメールは開かない
 - 個人情報・誹謗中傷は書き込まない
 - 課金やネットショッピングを勝手にしない
 - 困ったことがあったら必ず相談する
 - ルールを守れなかったときのルール
 - 一時、使用を禁止し、使い方やルールについてもう一度話し合う

インターネット上でのトラブル・犯罪を防止するには、家族で話し合っただけでルールを作ることが大切です。また、ルール作りをきっかけに家族とスマートフォン等の利用についてコミュニケーションをとる習慣をつけることも重要です。

